

特別寄稿

三鷹市の自治体 経営分析

- 1 景観行政団体としての三鷹のまちづくり
～三鷹らしさの継承・醸成・創造～

進士 五十八 東京農業大学名誉教授

- 2 町会・自治会と市民活動団体の連携で
持続可能なコミュニティを

名和田 是彦 法政大学教授

1 景観行政団体としての三鷹のまちづくり～三鷹らしさの継承・醸成・創造～

進士 五十八 東京農業大学名誉教授

1. 市民生活本位の三鷹市政

いまから 30 数年もまえのことである。高度経済成長は、東京への人口の一極集中をもたらし、その結果宅地の供給不足、すなわち“地価の高騰”を招いた。これは本来的には国土の均衡ある発展を誘導すべき国土政策、都市政策と大都市集中現象の急激な進行のミスマッチによるもので、基本的には国の土地政策（土地行政）の責任であった。

にもかかわらず、安価なマイホームを要求する圧倒的な大都市圏サラリーマンの声は、マスコミの誘導もあって“都市農業・都市農地悪者説”になだれ込む。「東京のような大都市では農業を営むべきでない。都市に農地はいらない。農地を潰して宅地化すれば、地価が下がって、サラリーマンはマイホームが持てるようになる。」そんな論調が大勢を占め、そうした世論を背景に政府も「市街化区域内農地の宅地並課税」に踏み出した。

それまでは、先祖伝来の農地を耕し次代に伝えるのが宿命とする農家や農業団体は、自らの意志と無関係に、新都市計画法（昭和 43 年）で“線引き”されたことから、「生産緑地」や「長期営農継続農地」制度を要請、政治的運動によって農地並み課税を維持してきた。そのことへのサラリーマンらの反発もあって、“偽装農地”という言葉さえもマスコミは造り出す。テレビ画面に、真冬の畑地の荒れた風景が流れ、これが農地か？とナレーションが入る。栗林など樹園地を映して、これが農地か？と説明する。真冬の露地に青々した野菜が栽培されている訳もなく、高齢化で人手がかけられない東京の農家が省力化できる栗林に畑を転用する止むを得ない事情への思いやりのカケラもない。

都市の農業農地の多面的機能として知られるものは、①自然環境保全機能（大気、生物多様性、生態系など）、②農産物生産機能（新鮮で安全安心な作物、野菜など供給）、③防災・ヒートアイランド現象緩和機能（人工過密都市における緑のオープンスペースの存在）、④循環・リサイクル機能（水、大気のほか動植物の物質循環、堆肥など有機物のリサイクル）、⑤景観形成機能（季節感、ふるさとの原風景、地域らしい風景資源など）、⑥交流・レクリエーション機能（農家と市民、市民同士の「農」体験を介してのコミュニケーション、交流、ふれあい、アウトドアレクなど）、⑦癒し・リフレッシュ機能（過密人工環境下、管理社会で働く市民のリラクゼーション、リフレッシュ、精神的癒し、園芸療法などリハビリテーション、など健康維持）、⑧環境教育、体験教育など学習機能（土とのふれあい、生命を育む体験、農業体験、食農と環境のための一体的学習フィールドとしての役割）、⑨防災機能（一時避難地、延焼防止）などがある。

そのいずれも、市民生活にとって極めて重要かつ不可欠の機能である。新宿から 30 分の交通至便な三鷹市ではあったが、そのころまではそうした多面的機能をもつ「都市

農地」をかなり賦存している地域として知られ、近郊の都市農業の比較的元気な地域としても三鷹市は存在感を誇っていた。

当時の政府とマスコミの都市農地不要キャンペーンに対して、当時の三鷹市長坂本氏は農業と農地の重要性を深く理解し、激しい都市化の潮流から三鷹市を守ろうとしていた。氏の考えは、三鷹市内に住んでいる緑と農のある豊かな住民生活を、激しい変化から守ることが市の役割だと明言していた。

当時は一般的にどの自治体も、高度経済成長の恩恵を得て人口を拡大し都市開発をより一層促進したいと願っていた。そんな風潮のなかで、いま住んでいる市民を大切にしていきたいという坂本氏の見識に、私は打たれた。

「緑のまちづくり」を実現することが、造園家の使命と役割と考えていた私は、“どんなに大都市といえども、生物としての人間の居住環境の基本は「農」や「緑」の空間と風景が内包されていなければならない”という強い信念を持っていた。だから世界の大都市の農地保全施策の情報を集めていた。政府の方針は短期的過ぎて将来を危む。これでは都市農地がゼロになってしまう、そうすれば将来健全な都市づくりができなくなってしまうと危機感を持っていた。

だから、心ある自治体の首長に呼びかけて「都市農地サミット」を開催した。世田谷の大場区長はじめ、練馬区、板橋区長、そして三鷹市長の参加を得た。そこで前述した坂本発言を聴き感動したのである。

マクロ経済に踊らされてマスコミが騒いでも、住民や生活者が何を求めているか！、何が市民の幸せか！を理解しているのは、基礎自治体の首長だということを、そのとき心底納得したものである。

宅地並課税が実行された後も、日本各地の基礎自治体では「登録農地」など独自の制度を用意したり、「都市農地課」などといった専管組織をつくって、「クライנגルテン」など市民の求める菜園活動のニーズに応える事業や施策を展開し、市民の「農」生活への欲求に対応しようとしてきたといえる。

宅地並課税キャンペーンの嵐のせいでこの四半世紀、農家戸数や農家人口、都市農地面積などすべてが半減してしまった。ただその後、地球環境問題の深刻化や超高層ビル時代の本格展開を目の当たりにして、多くの市民は、前述したような「農」の多面的機能を十分に認知し、さらに全国土の、たとえば棚田などに出向き里地里山保全活動にボランティアとして参加するなど、私の言う『グリーン・エコライフ』（小学館、2010年）を当たりまえに感じるような時代に向っている。

その点、坂本氏の市政への態度の正しさは歴史的に証明されたといえる。

私は、鈴木都知事の都市美委員会委員、TAMAらいふ 21 や美しい東京をつくる都民会議などに関連して三鷹市内にファーマーズセンターを設けたり、前市長の安田氏や市の若手職員と水と緑の回遊ルート計画、牟礼の里、丸池の里、大沢の里構想づくりな

どに関与してきた。また政府の審議会でも席を同じくしてきた清原市長のまちづくり委員会で「緑と水の公園都市・三鷹」構想を実体化し、そしてこの度の「三鷹風景 100 選～三鷹市景観基本計画」の策定へと長いつきあいを重ねてきた。その間、市長、副市長、関係部課長職員のみなさんと腹藏なく議論を斗わせてきた。

私はまちづくりの専門家として相当数の自治体と共に仕事をしてきた。また研究団体としての日本都市計画学会や自治体学会の代表もつとめ、いろいろなプロジェクトと広くつきあってもきた。そんななか三鷹市は、たくさんの自治体の中でも第一級の職員が存在し、そのヤル気と真面目な積みあげとデータにもとづき客観的施策が持続的に立案遂行がされてきた稀有な自治体例だといえる。

冒頭で、都市農地の宅地並課税論議のなかで政府方針に惑わされずに市民生活本位のまちづくり——人口膨張主義を採らず、農と緑を生かした住民生活の環境福祉主義を貫いた三鷹市的まちづくり思想や坂本氏の見識を讃えたが、その思想は脈々と安田、清原市長に継承され、より本格的なものへ深化し進化しつづけていると実感している。

本稿のテーマ、「景観まちづくり」のゴールは、正にその延長線上にあり“市民生活本位のまち——三鷹らしさの継承・醸成・創造”にある。

2. 景観の考え方とこれからの景観行政

景観行政の目的は何か。景観計画は何故必要なのか。そのことを概観することで、景観行政の正しい方向性やあり方が確認できる。

景観行政という言葉づかいは、まだ新しい。行政の基本態度には、普遍的、客観的な価値は法律によって守られるべきだが、そうでない価値は扱わないという考え方がある。最近では、市民の多数の要望は行政的にも尊重されるべきだという気分もようやく出てきて“景観”の意義が納得されるようになったのである。

私はかつて、埼玉県 of 平地林（いわゆる武蔵野、雑木林といわれた里山の樹林地など）の保全のための調査を引受け、徐々に減少していくことに歯止めをかけようと（仮）郷土景観条例を提案した。1970 年代半ばのことである。担当の自然保護課は協力的だったが、条例など制度化を担当する文書課が絶対認めないという。「景観」などというものは、ひとによって好き嫌いがあって、普遍性に欠ける。非科学的だというのである。そこで、私は学会での用例や景観現象の科学的論文を持参して説明したが、前例が無いととりあわない。自然的かつ歴史的で、視覚的環境としての平地林は、県民の“ふるさと性”、“抛り処性”をもつもので極めて重要な環境財であると、いくら言ってもわからない。結局、ふるさと埼玉の緑を守る条例ということに落ちつき、指定地区名にやっと「ふるさと緑の景観地」を入れることだけは認められた。

以上のエピソードは行政マン、特に法律系職員の硬直化した価値観をよくあらわしている。県民の幸せ、環境福祉という目的への使命感や自覚もなく、手段としての法律的

テクニックに終始する態度である。この数年後、京都市や神戸市で独自の景観条例が制定された。埼玉県はかたくなな担当課のせいで、わが国最初の景観条例の栄誉を失ったのである。

国に法律がないと、自治体は条例化できないと考えるのは、既に、“自治”を捨てている自治体職員である。地方々々には、様々な事情がある。それを踏まえて自治体内でルールをつくって行政にあたる。自治体条例は憲法を順守していればよく、自治権を活用するのは当然である。

1970年代、観光資源としての歴史的景観や自然的景観が損なわれまた破壊されそのような情勢の下、先行的に自治体は独自の条例化をはじめた。1980年代に入ると、自らの都市のアイデンティティを明確にしつつ、都市間競争に負けまいと、文化行政とワンセットで都市景観条例を制定する自治体が増えた。1990年代になると、これが農村部にも及び各地で農村景観条例が制定されるようになる。

ただ自主条例では、事業者などに対し、行為の禁止、勧告など強い指導や罰則には限界があり、国がその根拠法としての「景観法」を制定すべきだという世論が生まれる。折りからの行政改革で、建設省、運輸省、国土庁など建設系省庁が再編されて国土交通省が誕生したこともあって、2004年景観法が公布された。国土づくりの共通目標に「美しい国」を掲げたのである。こうして日本の景観行政もやっと前面に出たといえよう。

“景観”に対する不十分な認識

ただわが国の市民感覚では、まだ“景観”に対して、十分な認識ができていないのも事実である。景観法の審議に際し、国会で付帯決議があったのはそのためである。国会では、景観は重要だが、法の施行運用に際しては「国民に対する景観教育をしっかりとススメなさい。」というもので、その点について主管課である国交省公園緑地・景観課は私を座長とする委員会を設け、①市民向け、②子ども向け、③専門家向け、④行政マン向けの景観教育マニュアルをまとめ、同課のWebサイトで閲覧できるようにしている。

もう一つの問題点は、景観法が出来れば、トンデモナイ建設事業や開発を止めることができる！という短絡した市民側の思い込みが強まったこと。またその逆に、行政マンのなかには、法ができたら、それまでの努力で、折角関係者がワークショップや話し合いを重ねながら行政・市民・企業が連携協調してまちづくりを推めようという対話・協働路線ができてきたのに、「届け出・審査・許可」といった、これまでの開発指導、建築指導行政方式の復活で済ませようとする考えが出てきたことである。現実には多くの景観行政団体が、ひたすら色彩基準などを標準化して、規準への適合不適合の判定だけで、景観行政が済むと考えている気配がある。

いったい何のための景観行政か！深く考えもせずに規準をつくって画一的なツマラナイ町並みを誘導するための単なる取締行政に堕ちないよう注意したいものである。

景観行政史を丁寧にここで述べることはできないので、拙著『風景デザイン』（学芸出版社、1999）、日本の景観行政略史（pp. 50—88）を参照してほしい。また具体的すすめ方については、『美し国への景観読本—みんなちがって みんないい』（NPO法人美し国づくり協会編、日刊建設新聞社、2012）、（pp. 2—48 参照）、『美しい東京』（美しい東京をつくる都民の会編、東京農大出版会、2012）の東京の都市景観行政の40年史を、読んでいただきたい。（pp. 2—28）

ところで、端的に言えば東京の景観行政には、これまで3つのタイプ——3つの時代を経てきたように思える。急ぎ結論をいうと、三鷹市のこれからは、その第3のタイプかと考えている。

近代以降の行政力では、東京全市（全域）を美しい都市にすることは出来ない。だから第1の時代は、皇居の周囲など重要な地域地区を選んで、そこだけを良くしよう、というものであった。

その典型例は、大正8年（1919）の都市計画法の「風致地区」、また同年の市街地建築物法の「美観地区」、後、昭和6年（1931）の国立公園法である。石神井、井の頭など水と緑の美しい自然風景地を風致地区にして、建蔽率を抑えるなど風致維持を計る。丸の内など日本の顔、東京の顔になる中心地は、高さや形態などを整然と揃えた街区とすべく美観地区とする。日本を代表する富士山や瀬戸内海など自然風景を国立公園に指定して風致を守り建物や看板を抑制する、というものである。

第2の時代は、関東大震災の後の復興事業において建築家や造園家など専門家が目指した「都市美運動」、戦後の東京オリンピックや地方々々の国民体育大会などに伴って各県が県民運動として呼びかけた「県土美化・花いっぱい運動」のような、市民啓発方式によっていちおう町全体、県全体を美しくしようというものである。

元来、専門家たちはわが国初の都市計画法の制定に対し“美しい都市をつくる”ことを法律の目的に書き込みたいと考えていた。しかし、財政担当者の猛反対で、それは出来なかった。財政上、美しい都市づくりをめざす余裕はないということからの反対であった。

それで、便宜的に、国際的なイベントなどに臨時的に景観改善が、浮上することになる。こうした発想は、逆に特別のここのない普段は“景観”など考える必要はないという日本的常識を定着させたともいえる。

どんな景観をめざすのが好ましいか

ただ問題は、どんな景観をめざすのが好ましいか、ということである。第1第2の時代は、欧米一辺倒の都市美観、風景観の時代であったので、専門家も一般市民も「欧米風の、たとえばバロック風の都市づくりのように放射状の道路、真直ぐの並木道、高さも形も揃った丸の内ビル街を目指していた。」と思われる。

日本の自然風土は、山丘坂沢が微妙に入り組み、モザイク的な異種混合の建物や微地形に沿った土地利用が一般化していて、およそビスタ（通景線）やシンメトリカル（左右対称）なデザイン原理とは不適合な土地柄である。そういう日本のアジアモンスーンの土地柄を無視して、景観づくりというと、ひたすら欧米の整然とした景観をお手本だと考えて、日本は遅れている、という見方をしてしまう。

おそらく、都市美や景観美を、建物のスケールで狭く捉えていたためであろう。本来、景観－英語の Landscape－はランド：土地・自然性が基調で、スケープ：それを全体・総合的に捉え、構成すべきだということを全く失念しての議論であったからであろう。

景観法の施行以来、全国的に“景観”が叫ばれてようになっていることは好ましいことである。だがしかし、多くの自治体では、“景観の本義”を踏まえもせず、ただ単に町並みの“見ばえ”を美しくすることだと勘違いしている。よく言われるのが、①看板を無くすこと、②電柱を地下埋設すること、③色彩を揃えること、で誰でも口を揃えてこの3つを言う。

この3つは、場所によって必要なところもあり、間違いではない。しかし必ずしも妥当でない場所もある。香港や新宿歌舞伎町から看板を一切無くした風景が想像できるだろうか。“盛り場”には、賑いやカオス、界限性が不可欠であって、看板はその要素のひとつである。また、東アジアの賑いとか盛り場と、ドイツの田園地帯では好ましい景観質は全く違う。

要するに、＜ランド＞すなわち国、地方、その土地、その場所によって違うのが、＜ランドスケープ：景観＞の本質だということ。世界中に共通する“こうあるべきもの”というのではないのである。

もちろん、なんでもいいというわけではない。＜スケープ＞は、全体、総合だと前述したとおり。道路と並木、その前の建物群、近くを流れる河川、背後の山々など、その土地、その地方の地形や歴史文化が重なりあって、その土地の風景は出来ている。その文脈（風景のコンテクスト）と違和感のある突拍子もないモノが、風景に混乱や景観破壊をもたらすこともある。たえず全体的に、かつ総合的に、都市全体、都市全体と地区のバランスを意識してコントロールする必要があるのである。

「景観」は、一般的に「環境を視覚的に捉えた全体像」で、その特徴は、敷地の中だけで完結はしない。「近景、中景、遠景」と近くの家から遠くに望む山々まで、ひとまとまりで見、また感じるものであるし、見る方向も一方向ではなく 360 度「パノラマ」で全方位、全周を感じるものである。

従って、「家・家並み・町並み・水辺・山並み」へと連続的に、なおかつ「トータル・ランドスケープ」的に配慮しなければならないものなのである。

フォーカスを絞って狭い範囲でみる場合は、「図と地」「点景と背景」というか、図そのものの色や形だけで景観質が決まるわけではなく、背景との対比、すなわち「関係性」で景観質が決まるという特徴がある。この点、モノのデザインと大きく違う。良い景観

をめざすなら、同じ橋でも、緑濃い山中の場合と、ビルが建並ぶ町中では、色も形も違わなければいけない。サクラやシダレヤナギは水辺に似合うし、海岸にはクロマツの松原が似合うのも同じ理由である。この場合も、この樹木は景観に良いがこの樹木は景観に悪いというようなことはないのである。この場所にはこの樹種が、こんな植え方だと似合うということである。同様に、台地と低地、平野と盆地といった地形でも方法は違う。こうした色々のことを踏まえるのが「景観デザイン」というものである。

景観行政でもうひとつ重要なことは、インビジブル・ランドスケープ（見えない風景）までを考えなければならないということである。視覚的に見えないこと、例えば「景」という文字は「光と影」の両方を含めた意味を持つ。光と影（陰）とは、物事の表と裏、すなわち「全体像」ということである。目に見えなくとも、人間は感じる能力はある。だから、それまでも配慮しなければならない。そのうち重要な要素は、「時間・歴史」である。

これは「景観」というより「風景」の語がふさわしいのであるが、眼前にある「景観」が人々に眺められ、親しまれ、長い時間見慣れると「風景」になる。「景観十年、風景百年、風土千年」という言い方がある。景観は、設計して建設できるが、風景は地域の人々によって育てられて初めて出来てゆく。そのためにも「時間の美：エイジングの美」を重ねていけるような素材（たとえば植物。自然の木材や石材など。）でまちづくりをすべきである。少なくとも、時間と共に劣化し、汚くなるプラスチックなどを外部環境に曝すことは避けたいものである。

以上、やや専門的なことを述べたが、第3の時代で重要なことは、こうした<ランドスケープの本質や特質>を踏まえた景観づくりではないか、ということである。

この度の「三鷹市の景観づくり計画 2022」の策定に当たって、私がアドバイスしてきたのは、これからの新しい時代を迎えるための方向性はこの第3の景観行政―ランドスケープの本質と特質を踏まえた道だとの確信の下に進めてきたものである。

「景観法」の特徴

これからの景観行政を考えるときに、私もお手伝いした「景観法」の特徴を踏まえておいた方が良好だろう。3点指摘しておく。

第1は、景観行政団体という考え方。これまでの都道府県市町村という行政のヒエラルキーだと、景観行政の統一的運用や二重行政の弊害が出てしまう。都区市の規準の間にギャップが出る可能性もある。それに景観とは、land-scape、土地や地域に規定される極めてローカルな性格を持つ。従って、基礎自治体が主体的に行政にあたるのが好ましい。しかし、法執行の当初は行政能力の面から、次いで広域行政の都道府県が第一義的に、次いで基礎自治体が「景観行政団体」の認定を受けて順次行政に当たることに

なる。広域的一体感と、地区地区での特色とその双方を生かすことが景観行政の要諦ということである。

第2は、基礎自治体に任されているということの最大の意味は、建築基準法や消防法によって生命絡みで標準化されるような“全国統一型規準”によることであってはならないということである。

景観は、その地域固有の自然条件、歴史民俗文化条件のもと個別的な個性的特色を有しており、なおかつ、それが“地域らしさ”を醸成する。そのことが、“住民のふるさと感、地域へのアイデンティティ”をもたらし、“来訪者（観光客など）に対し期待感を与え、その土地への誘致力”を昂めることになる。

従って、景観の統合や創造の方向性や規準についても、全国画一的に“こうあるべし”というものはない。それぞれの自治体、地域地区で、その場所にふさわしい基本方針や基準を設ければよいし、それをどのように考えるかも、各々景観行政団体に任されている。これが従来他の行政方法との大きなちがいである。注意したいのは、これまで国の規準に準拠して、地域の基準化を慣例としてきた地方自治体職員の意識変革の必要性である。概して自治体職員は、他と違うことに抵抗感がある。むしろしかし、ほんとうは他と違わなければならない、というぐらゐの変革が必要だ。景観行政の最終結果は、それぞれのまちの「らしさ」「個性化」「アイデンティティ」の達成度の向上だからである。

第3は、市民参加型の重要性である。かつて東京市時代の都市美協会の標語に「都市の美観は、市民の心」というのがあった。地域の景観は、行政によって出来るものではない。市民、企業などすべての関係者が、景観を造りもし壊してもいる。市民生活や企業活動のあり方が、表出したもの。それが、その町の風景となっている。

従って、町づくりの方向性を住民の参加の下ですすめること、将来像の策定も、またまとめられた計画の周知徹底、その運用についても共有していかなければならない。

三鷹市においても、①平成22年度：まち歩き・ワークショップ、②平成23年度：三鷹風景百選、③平成24年度：三鷹市景観条例、④三鷹市景観づくり計画2022へと進行。その間パブコメ他の様々な市民参加を求めて、ステップを踏んできており、市民と共に、景観まちづくりをすすめるという意志を明確にしている。

端的に言えば、地域の景観は地域住民の“くらしの設計”によって、いかにもその“地域らしい風景”がもたらされるものである。だから、「景観まちづくりを通じて、地域の人々はどのような暮らし方、まちづくりのルールやスタイルを構築していくか！」が問われるのである。

「三鷹市景観づくり計画2022」は、“三鷹らしい風景をめざして”というテーマを、市民、企業、行政などみんなが共有して、市内各地、各戸各人が、自分らしいライフスタイルを模索し具象化してゆく、壮大なドラマのシナリオでもあるのだ。

3. 三鷹市景観づくり計画 2022

この計画は、これまでの市民生活本位の三鷹市政の基本姿勢が蓄積してきた市民と行政の信頼関係の上に、三鷹市が目標とする「緑と水の公園都市」という都市像、さらに言えば、この都市像に込められた緑と水など農と大地の自然を舞台として、公園のように明るく楽しく、安全安心で静かで落ちついた生活をエンジョイできる三鷹らしい暮らしを、市民みんなが享受している生活像——それを“三鷹らしい風景”、と呼んでいる——を実現していこうというものである。

通常、都市マスと呼んでいる「都市計画マスタープラン」は、平成4年（1992）の都市計画法改定で規定された都市づくりのビジョンと基本方針にもとづく地区別の整備イメージなどを体系的にまとめたもので、当然のことながら市民意見を反映させて策定されるべきものである。

三鷹市の都市マスは「三鷹市土地利用総合計画」として平成10年（1998）に策定され、この度目標年次を2022年に揃えて「三鷹市土地利用総合計画2022」として平成24年（2012）に策定した。都市マスに掲げられた都市ビジョンは「緑と水の公園都市・三鷹」であり、この度の「三鷹市景観まちづくり計画2022」は、その都市像の実現に向け景観行政の側から貢献しようというものである。それはまた、この都市像を、住民にとっても来訪者にとってもビジュアルに、いわば“見える化”し、誰もが三鷹のまちづくり目標を共有できるようにしてゆくための計画でもある。

私は、「土地利用総合計画」さらには、それ以前に三鷹市が市民参加で推進した「三鷹市緑と水の回遊ルート計画」（平成6年）、そして「3つの里構想」についてもアドバイスしてきた。

そのことを踏まえて、都市マスにおける都市ビジョンの目標像として「緑と水の公園都市・三鷹」が採択されたのであるが、改めてその意味を再確認しておこう。それはそこが景観づくり計画の原点だからである。

三鷹市が描いてきた「定住安定環境福祉都市」

長い間、経済至上主義がやってきた日本の自治体のマスタープランでは、その第1章に何時でも“人口予測”を置いて人口も財政も“右肩上り”を描いてきた。現実の日本は、2008年の1億2,808万4千人をピークに下降を続け、高齢化も2025年には人口4人に1人とすすむ。

ともあれ、本稿の冒頭で述べたように賢明な三鷹市政は、こうしたバブリーな路線を否定し、手堅く住民の安定した幸福を願う、正に「定住安定環境福祉都市」を描いてきた。

市内を流れる玉川上水、仙川、野川の3本の水系と「農」のある風景のひろがりや緑

の拠点（牟礼・大沢・丸池）の3つの里をネットワークし配置した「緑と水の回遊ルート」は地味ではあるが、水と緑の保全と利用、歩けるまちづくりの基本形を描いたものであった。

次いで三鷹らしい「農」の風情で眺望を生かした「牟礼の里」。崖線の緑とハケの水と農のひろがる「大沢の里」。市民の原風景を住民参加型ワークショップ方式で復活した「丸池の里」が整備されていった。

ここで得た、豊かな自然の保全と利活用、緑と水とのふれあい生活の舞台を、市域全体に拡大発展させて、まるで“公園のような都市”を三鷹市のまちづくりの目標像にしようと考えた。

これまでの工場誘致や住宅団地建設一本槍の経済第一の都市づくりとはひと味が違う、むしろ昔からの武蔵野らしい農家や屋敷林が残り、新宿から30分の都市でありながら一方には里地里山の緑と水が豊かな、だからこそ新鮮で安全安心の地場産の野菜が食卓に上るような、また子どもたちが安心して走り回れる広場や公園があって、駅前には賑いも、住宅地では住民同士の語らいがひろがるような、くらしやすいまち。こういう都市ビジョンを「公園都市」という言い方に重ねたのである。

もちろん、防災など安全安心、交通や利便性など経済は当然のことながら、自然で包まれ、農がひろがり、子どもたちには農体験を日常的に保証する緑と水の豊かな都市づくりを三鷹市はめざそうとしている。住んでいる住民は近隣が仲良く、ゆったりとしたいい時間を過ごし、子育てにも最適であり、高齢者も生き生きとまちづくり活動などフィールドに出て積極的に社会参加し、人生をエンジョイできる。そんなまちづくりが「緑と水の公園都市」なのである。

景観から風景へ

本計画は、景観法に規定されている「景観基本計画」である。従って、そのために①計画の目的と背景、②三鷹市域の景観特性と課題（自然・農・歴史文化・にぎわい・コミュニティ）、7つの住区別の特性と課題、③三鷹らしい景観づくりの基本的な考え（理念と方法―守る・生かす・創る・育てる）、④景観づくりへの誘導（誘導指針・各住区のまち並み資源情報・市民協働の方向性・景観づくり基準―重点地区・事前協議・景観アドバイザー・ガイドライン・審議会など）、⑤景観法に沿ったしくみなど（景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設・景観協定・景観協議・整備機構・モデル地区指定など）などで構成されている。

詳しくは、「計画書」を参照されたい。ただ私の考える重要なポイントは、本計画の策定目標の実現には、三鷹市がこれまで「緑と水の回遊ルート構想」など様々な取り組みにおいて培ってきた“市民参加型・市民生活主体目標型のまちづくり行政”の経験やストック、市民との協働、連帯による信頼、また“すべての関係者の三鷹市に対する深

い愛情”を共有する公民協調の“三鷹らしさをめざすまちづくり活動の総仕上げをめざそう”という強い意志を、みんなが持てるかどうかであろう。

少なくとも計画策定に従事したメンバーは、こうした自治体行政の本来的使命と、在るべき姿に対する強い問題意識のもと、住区ごとのデータ分析や課題抽出、ついには挿図のひとつひとつにいたるまで教科書的な一般論ではなく、即地的に住民の顔がみえ、くらしのイメージを描けるような掘り下げ方をしてきた。

これからは、「景観から風景へ」。

いよいよこれから、地域と住民生活のライフスタイル・ダイバシティ（生活多様性）を支えるような、ハード、ソフト両面にわたる「三鷹らしさ」を創造するまちづくりが本格化する。

その結果、目に見える三鷹の風景も、心で感じる人間と自然、人間と人間の関係のなお一層の“いい関係”がつくられるであろう。そうしたものの総体が単なる“美しい景観”ではなく、“三鷹のいい風景”を醸成してくれるであろう。

2 町会・自治会と市民活動団体の連携で持続可能なコミュニティを

名和田 是彦 法政大学教授

この文章は、平成 24 年度の庁内の取り組みであるコミュニティ創生プロジェクト・チームの報告書に寄稿したものを、若干短縮・修正して転載していただいたものである。

「自治体経営」全体に関する白書において、コミュニティというテーマが取り上げられることは大変意義深いことと思う。しかも、町会・自治会と市民活動団体の連携に焦点を当てるということは、地域社会のすべての力を集めてその持続可能性を確保しようとするものであり、時宜にかなったものである。以下、微力ながら若干のことを述べてみる。

事例などの題材は、三鷹市以外の自治体からとったものがほとんどである。三鷹市内の類似の事例や施設と照らし合わせながら読んでいただければ幸いである。

1. 町会・自治会の活性化と持続可能性

(1) 町会・自治会の起源と必要性

まず町会・自治会の持続可能性ないし今後の展望について考えよう。

そのためには、町会・自治会が、どのように形成され、なぜ今も必要であるのかを少々振り返っておく必要がある。

全国の町会・自治会を見渡すと、比較的古くからある町会・自治会は、その名称が昔の自然集落（多くの地域で「字（あざ）」と言われている）のそれであることが判る。この点は、おそらく厳密な歴史学的実証研究を必要とするが、町会・自治会は、自然集落、すなわち、日本列島に住む人々の最も基底的な地域的まとまりであり、生活に必要な機能を組織すべき地理的範囲として意識されてきたのであろう。

このような最も基底的な地域的まとまりは、本来近代地方自治制度によって市町村として位置づけられ制度化されるべきものであったと思われる。市町村として、法人格を与えられて対内的にも対外的にも一個の行動主体として認められ、課税権を与えられて十分な財政を構成でき、条例制定権を与えられてその管轄する一定の地理的範囲に秩序をもたらすことができるのである。つまりは、身近な地域的まとまりに一個の「政府」（地方政府）が設立されて、地域運営に必要な制度的条件が整備されるのである。

ところが日本では、近代地方自治制度の始まりと目される市制町村制の施行（明治 22 年）に際して、このような自然集落は地方自治体とは認められなかった。周知のように、まず「明治の大合併」が行なわれ、一定の規模（小学校が経営できる程度の規模）にまで大きくなった地域的まとまりが自治体と認められたのである。

このため、地域住民はもっとも身近な自然集落の範囲で地域運営組織を民間の力だけで作ることになった。これが町会・自治会の起源ではないかと私は考えている。

その後も日本各地では、昭和の大合併、平成の大合併をはじめとして、何度か合併が行なわれて、今日「基礎自治体」の規模は相当大きなものになっている。このような状況において、身近な地域で解決すべき問題に民間の力で取り組んできたのは、町会・自治会であったのである。

しかし、そうすると、町会・自治会が取り組んでいるのは、欧米であれば政府（地方政府＝地方自治体）が取り組んでいるような公共的課題なのであり、これを民間の力で実現するのは並大抵のことではないことが容易に想像されよう。なんといっても、課税権と条例制定権という、政府に与えられる公権力が、民間組織には欠けている。

にもかかわらず町会・自治会が政府と同等の機能を果たしてこれたのはどうしてだろうか？

みんなを会員にすることによってである。

すなわち、当該地域のみんなが会員であれば、課税権がなくても会費を徴収することによって財政を構成でき、条例制定権がなくても総会で議決をすることによって地域生活のルールをつくることができる。

しかしその反面として、地域の中で会員でない人が出てくると、会費を払わないのに町会・自治会が提供しているサービスを享受できたり、総会で議決したルールに従う義務がないことになったりして、困ることになる。

だからこそ、欧米においては地域運営組織は「政府」でなければならないと考えられ、地方自治制度が制定されたのであった。地域住民全員を会員にするというできそうもないことを、しかし、日本列島の住民たちはやりぬき、大規模自治体のもとで制度的に空洞化した身近な地域社会を民間の力で運営することができたのである。

こう考えてくると、町会・自治会が本来の機能を果たすためには、加入率がきわめて重要であること、願わしくは100%であることが重要であることが分かる。

（２）加入率低下傾向

ところが、この大事な加入率が今低下しているということが、全国的に嘆かれている状況である。

三鷹の場合は、すでに1970年代に加入率は5割程度にまで落ち込んでいた。なんといっても、高度成長期を通ずる社会の激変（都市化と工業化）は、地域のつながりを弱体化させ、町会・自治会の加入率を低下させた。しかし、ここでは深く述べることができないが、町会・自治会は生活の共同的必要のために組織されているのであって、都市化と工業化が進んだから加入率が低下するというように単純なものではない。大都市であっても、加入率が高い地域はたくさん存在する（例えば横浜市は20世紀後半を通じて加入率は8割以上を維持していたし、今も18ある区のほとんどで8割以上である）。

むしろ大都市自治体は、行政が薄くなりがちであり、その足らざるところを地域住民自身が補う必要が大きく、加入率は概して高い傾向があるとさえ言えるように思われる。

このように複雑な諸要因によって規定されつつ、加入率低下傾向は、自治体により地域によってかなりまだら模様であった。しかし、ほぼどの自治体でも加入率低下傾向は現在に至るまで続いている。特に今世紀に入ってから低下傾向は著しいように思われる。これには、世帯構造の変化（一人ないし二人の世帯が増えた）やマンション入居者を中心に若い人が加入しない傾向などが影響しているように。

（３）住民協議会制度と町会・自治会

町会・自治会は、加入率が４割や３割になろうとも、逆に見れば、これほどの住民が加入している組織というものはほかになく、依然として地域を代表する重要な組織である。しかし、これほどまでに加入率が低下してくると、町会・自治会を生み出した民間の力にプラスして公的制度の力を加味して地域の仕組みを作ることが必要となるだろう。

三鷹市では、すでに 1970 年代に住民協議会というコミュニティの新しい仕組みをスタートさせた。そして今、上記のような地域社会の新しい動向を背景にコミュニティ創生の取り組みを開始している。時宜にかなった取り組みと言えよう。

住民協議会のような仕組みを一般に「都市内分権」（ほかに、「自治体内分権」とか「地域内分権」、あるいは「地域自治システム」といった言い方もある）という。すなわち、

- １）（合併によって大規模化した）自治体を（合併前の自治体の区域を目途に）いくつかの区域に区分し、
 - ２）その区域ごとに役所の出先やコミュニティ・センターを設置し、
 - ３）（場合によっては選挙制の）住民代表組織を置く、
- 仕組みである。

このような制度は世界各国に見られるのであるが、ヨーロッパなどの場合は、身近な地域に民主的政治参加の場を設けることで、合併によって薄くなった民主主義を回復することが主たる狙いである。これに対して、日本の場合は、住民組織に、何らかの実働（公共サービスの提供活動）を期待しているのが特徴である。すなわち、コミュニティ・センターの管理運営、食事サービスや独居高齢者の見守りなど様々な地域福祉活動、地域の清掃活動、パトロールなどの防犯活動、防災備蓄や防災訓練などの防災活動などが、コミュニティ組織には期待されており、これに行政が提供するサービスが加わって、地域で安心して生活できる公共サービスの体系が保障されるのである。これが、「協働」と今日言われている政策であることは明らかであろう。

「協働」においては、町会・自治会を中心として、地域で公共サービス（地域のみが必要としているサービス。例えば、地域での見守り、街路灯やゴミステーションの

管理、広報の配布など）に関わっている様々な団体・組織・個人に集ってもらい、総合的な地域組織を制度化することが有効である。三鷹の場合は、この受け皿となる住民協議会が既に四十年来存在してきているのは、大きな強みである。

（４）新しい試みと持続可能性

以上のように、今日においては、自治会加入率の低下傾向が依然として続いている一方、不況と財政危機によって行政サービスが縮小・重点化しており、町会・自治会を活性化させるとともに、町会・自治会を軸にした新しいコミュニティの仕組みを再編して対応していくことが必要とされている。

三鷹市では、「がんばる地域応援プロジェクト」などの提案型の事業によって町会・自治会の活性化を支援しつつ、住民協議会の強化やコミュニティ・スクール、地域ケアネットワークの取り組みによって、コミュニティの仕組みを再編・強化しようとしているし、地域の方々もこれに呼応して様々な創意ある取り組みをされている。

「がんばる地域応援プロジェクト」にはこの２か年ほど審査にかかわらせていただいたが、NPOと連携して新しい意欲的な取り組みをする提案、空き家問題という新しくまた難しい問題に挑戦する提案、マンションという閉鎖的な居住様式を外の地域に開いて交流を深めようとする提案、防災に新しい工夫で取り組もうとする提案など、地域活性化に向けた多彩な努力が展開されている。

また、三鷹市では現在、住民協議会のさらなる発展とともに、コミュニティ・スクールと小中一貫の「学園」構想の取り組みや、地域福祉計画に基づく「地域ケアネットワーク」の取り組みなど、コミュニティ強化の政策を多面的に推進しつつある。ここで注意すべきは、これらの取り組みにおいて、「コミュニティ」のエリアが、微妙に異なり、その境界において若干交錯していることである。さらに、コミュニティ・レベルの仕組みが複数あるのは地域住民にとっては分かりにくいという問題もあるだろう。

これらの課題を整理して、三鷹市がコミュニティ政策の新しい姿を示してくれることを期待している。

２．テーマ型市民活動の持続可能性

次に、地縁型の組織とは異なった性格を持ち、時としてこれとは摩擦を生じがちであるとも指摘される、いわゆるテーマ型の市民活動について考える。NPOの法人格を持っているかどうかにかかわらないし、また相当な専門性を持っていて専従職員を抱えて専門機関として活動しているようなものもここに含めてよい。

ここでは、テーマ型の市民活動が、地縁型の組織とも協力し、更には住民協議会にも加わって、地域にある活動力を総合する持続可能な態勢ができることを理想と考えており、その観点からの考察を試みるものである。

(1) テーマ型市民活動の特徴と類型

まず、テーマ型の市民活動といっても、いろいろなものがある、ということを指摘したい。

福祉のボランティア活動などを行なっている活動者の中では、時として、生涯学習活動に対するやや低い評価が聞かれる。つまり、生涯学習活動は自分の個人的趣味の活動にすぎないのであって、自分らがやっている社会貢献的活動とは違う、というのである。

これに対してももちろん生涯学習サイドにも言い分があろう。学んだことを社会に活かすというのが社会教育＝生涯学習の本来の趣旨であって、生涯学習も社会貢献活動であるといえる。昔からの公民館活動の伝統がしっかりしているところでは、社会貢献活動への接続は重視されてきた。

ここでの問題は、こうした論争に答えを出すことではない。アンケート調査等をしてみるとたしかにこの両者には性質の違いがあり、そのことは政策的にも留意されなければならない、ということを主張したいだけである。

例えば、活動場所については、生涯学習系は、コミュニティ・センターなどの活動場所の量的不足に対する不満が多く、また定期利用への要望などが出されているが、非生涯学習系では、ミッションとなる事業を行う場所というよりは、普段の組織内ミーティングの場所への渴望が大きく、必要に応じて機動的にミーティングが行える場所を望む傾向が強い。1990年代から登場する市民活動支援センターのような施設やあとでふれる交流拠点、コミュニティ・カフェなどは、後者のニーズに合致しているといえる。

1980年代までは、生涯学習系のニーズに最適化されたコミュニティ・センターが、コミュニティ政策の重要な一環として全国的に整備されたのであるが、この時期のコミュニティ・センター等は、なるべく多くの空間を壁で仕切られた貸し部屋とする設計であり、生涯学習ニーズの量的充足には一定の役割を果たしたが、活動団体同士の交流やそれを通じて生ずるであろう社会貢献活動への発展は、必ずしも十分には実現しなかった。1990年代になって、バブル崩壊後の不況と財政危機の中で市民の社会貢献活動が「協働」のパートナーとして重視されるようになると、社会貢献活動への支援としては1980年代型のコミュニティ・センター等では充分でないことが意識され、市民活動支援センターや民設の交流拠点がつくられていくことになったし、既存のコミュニティ・センター等も、財源がない中でもちょっとした工夫をして交流スペース的なオープンな空間を増やすなどの静かな変容が広がっている。

活動資金の問題についても、両者において違った傾向が見られた。生涯学習系は、のちの社会貢献活動への発展を展望しているとしても、学んでいる局面では自らのためという意識があり、比較的多額の会費や参加費などを負担する用意があるが、非生涯学習系は、他人のために活動するだけでなくお金まで出すということには抵抗があるらしく、会費はやや安い傾向にあった。

テーマ型の市民活動が社会貢献活動の担い手として成長し、「協働」の持続的パートナーとなるためには、活動場所の問題や資金の問題など、多くの課題があることが分かる。

（２）市民活動の持続可能性を支えるいくつかの条件について

地縁型組織との連携協力、資金の問題、場の問題は、市民活動の持続可能性に関わる課題である。

地縁型組織との連携について言えば、両者の活動スタイルの違いやそれを担うパーソナリティの違いから、特に連携の初動期において誤解が生じやすい。利害や理念についての不具戴天の対立があるのではないと考えるべきである。行政や中間支援組織の仲介により相互理解が進むことも多い。

市民活動の資金問題は、今後さらに議論や実験が積み重ねられなければならないが、まずそもそも資金が必要であるという認識をすべての当事者が共有すべきである。たとえ無償のボランティアであっても、事業にかかる器材や材料、交通費、通信費などが必要である。近年は有償ボランティアという考え方にもますます理解が広がりつつあり、更には専門性を持った専従職員を雇用するようなNPOに至ってはかなり本格的な資金源が必要となる。

市民活動の資金は、活動団体の会員が出すベーシックな会費だけではまず足りないものである。そこで何らかの形で外部から資金を呼び込む必要がある。それは概ね、

- 1) 行政からくる、補助金、委託料、指定管理料などの財源
- 2) 寄付金
- 3) 収益事業（いわゆるコミュニティ・ビジネス）
- 4) 町会・自治会が出してくれる補助金

の四つに分類できる。これらは、それぞれ深く追究すべき多くの論点をもっており、とてもここで論ずることはできない。各市民活動団体は、これらの資金を活用するにあたっては、身の丈にあった適切な資金源を選んで活動すべきである。

また、市民活動団体は、活動の場や事務局機能の場として、自前のスペースをもつのが理想であるが、これはまさに多額の資金を要することでもあり、なかなか難しい。町会・自治会は、会費収入を積立て、これに行政の補助金を加えて、独自の自治会館を保有できる場合も多いが、市民活動団体が自前のスペースを持つのは容易ではない。他方で、なんとか自前のスペースを確保できた団体は、私自身も経験したところだが、スペースがあることでアイデアが湧き、また仲間が気軽に集まれるために、活動が大きく発展する。

最後に、市民活動団体の多くは担い手の確保、仲間の確保に悩んでいる。そしてこの悩みは、地縁型組織も同様であることは言うまでもない。双方の持続可能性に関わる最大の課題かもしれない。この点について最後に述べることにしよう。

3. 「公共の場」の再建

以上に述べた活動の持続可能性は、いくらか技術的な性格を持っているが、その背景にあってこれらの活動を根底において支えるべき方向性について最後に述べたい。

活動者の固定化・高齢化には、地縁型、テーマ型を問わず、概ねどの団体も悩んでいる。この問題について、はっきりした有効な対策や方向性はまだ見いだせていないと思う。ここに述べることは、私自身の市民活動の参与観察的考察から生まれた憶測にすぎないが、読者の新しい発想を促すきっかけとなればと思い、あえて記すことにする。

私の仮説は、組織をもっと公共世界（不特定多数の人々が織りなす世界）に開いて、広く仲間となるべき人と接する機会を増やすべきだ、というものである。

仲間内しか信用しないというゲマインシャフト（共同体）的意識を捨て、不特定多数の人々に窓を開き、どんな人でも人として薄く信頼するという公共的態度で臨むことが必要ではないか。そしてそうしたことが実現する具体的な空間を「公共の場」としてつくっていくのである。

もちろん、共同体、即ち仲間の関係は重要であり、これなしには重要な活動は成し遂げられないし、顔の見える関係抜きにはコミュニティの支え合いは不可能である。問題は、この関係が固定化しダイナミズムを失いつつある現状にある。仲間が不断に確保され拡大しなければならず、顔の見える関係がさらにこれから作られ広がらなければならないとするならば、共同体をその外に開き、不特定多数の人たちが織りなす世界（公共世界）と不断に接する中で仲間を見出すようにしなければならない。

不特定多数の人たち、まだ仲間でない人たち、まだ顔の见えていない人たちと、接する「場」を通じて不断に関係を拡大する努力が必要なのである。そのような公共世界に接する場を「公共の場」と呼んでよいだろう。

こうした「公共の場」をつくる試みが今多様に行われているように思われる。すなわち、様々なタイプの交流拠点づくりがそれである。

（1） コミュニティ・センターの静かな変容

まず、従来のコミュニティ・センターの中に、比較的オープンな場をしつらえるような軽易な改装をする試みは、全国のコミュニティ・センターで見出される。

コミュニティ・センターは、三鷹市のそれのように、1970年代から80年代にかけて、小学校区程度の身近なコミュニティ・エリアに整備されていった。いわゆる住民自主管理方式をとっているところも多く、コミュニティに交流を生み出すことが政策目的であったのだが、実際には既述のように壁で仕切られた貸し部屋が多く、オープンなスペースは少ないところが多かった。これでは横の交流が生まれない。

1990年代になって、不況と財政危機の中でお金がないながらも、交流を生み出すことの大切さが次第に気づかれ、お金をあまりかけないで改装し、交流スペースをつくるところが増えてきた。「公共の場」の重要性へに気づきが広がっていると解釈できる



写真1：北九州市井堀地区市民センター

だろう。

写真1は、北九州市の井堀地区市民センターのようすで、入り口のところの事務室周りに開放的なスペースをつくっている。これらのスペースは、市民活動団体の機動的なミーティング需要に応えると同時に、誰もがふらりと寄って自分の時間を過ごせるものである。北九州市は、1990年代から新しいタイプのコミュニティ組織（「まちづくり協議会」。三鷹市の住民協議会と同様

だと考えてよい）を小学校区につくりはじめ、その拠点施設を従来の公民館に求め、これを「市民センター」としたのであった。

写真2、3は、名古屋市の貴船学区のコミュニティ・センターの工夫である。

名古屋市はすでに1968年に（したがって三鷹市より早い）、小学校区毎にコミュニティ・センターを整備し、そこに学区連絡協議会という新しいコミュニティ組織をつくり、コミュニティ・センターを自主管理する仕組みを実施してきた。

貴船学区では、最近、学区内の交流を作り出す必要を感じ、ささやかな改装を試みたのである。お金のない時代であるから、大々的な十分な改装は出来ないが、できる範囲で工夫してコミュニティの交流を広げようとしている。



写真2：貴船学区コミュニティ・センター
入口の横の部屋（事務室のうしろ）が
「サロン・ド・きふね」である。



写真3：「サロン・ド・きふね」の内部
窓の向こうが事務室。質素な作りだが、
誰もがふらりと寄ることができる。

写真4、5は、横浜市都筑区の「東山田コミュニティ・ハウス」である。最近建設されたので、はじめから新しい試みを組み込むことができている。以上にも見てきたような開放的なスペースを入口近くに作った（写真4）のはもちろん、写真5に見るように、

「小箱ショップ」をしつらえ、コミュニティ・ビジネス的試みもしている。



写真4：横浜市都筑区東山田
コミュニティ・ハウスのオープンなスペース



写真5：東山田コミュニティ・ハウスの
小箱ショップ「やまたらうBOX」

（2）市民活動センターの変容

バリバリの市民活動者だけが訪れると思われがちな市民活動支援センターのような施設でも、入口近くにカフェ・コーナーなどを設置して、誰もが気軽に集える演出をしているところも出てきた。

市民活動支援センター（そのような名前とは限らないが、以下のような趣旨の施設を示す普通名詞としてここでは使用する）は、従来のコミュニティ・センターでは満たさ



写真6：横浜市民活動支援センターの
開放的な入口部分

れない市民活動者のニーズに応えるべく、1990年代半ばから各自治体で整備が進んだと思われる。神奈川県「県民活動サポートセンター」は、1996年の開設だが、横浜駅西口近くという交通至便なところに、予約を要しないミーティングスペースが利用でき、かつそこにホワイトボードやマーカーなども用意され、活動団体のレターケースなども利用できる、という環境は多くの市民活動者にとって驚きだったし、それ

までのコミュニティ・センターのようなミーティングスペースとしては使いづらい集会施設とは明らかに異なる性格の施設として受け止められた。

用のないものは入るべからずといった雰囲気、入りにくいセンターもあるが、市民

活動の裾野を広げたいという気持ちからか、開放的な感じを演出するところも増えてきたように思う。

写真6は、横浜市の桜木町にある横浜市民活動支援センターである。管理運営団体の「市民セクターよこはま」は、福祉系中間支援組織として活躍しているが、4年前からセンターも管理運営団体となり、様々なアイデアで横浜の市民活動を盛り立てようとしてきた。

（3）民設民営の交流拠点としてのコミュニティ・カフェづくり

そして、最近流行のコミュニティ・カフェなどの交流拠点づくりは、まさに公共世界に開かれた場を作ることを前面に出した試みといえる

どんな人でもふらりと寄れるような場やイベントを設営し、薄いつながりの中から濃いつながり（＝顔の見える関係）を構築していく。

写真7は、私が関わっている横浜市港南区港南台の「港南台タウンカフェ」で、誰もが気兼ねなく入れるような雰囲気を醸し出している。また、壁一面の「小箱ショップ」は補助金なしの存続を保障しているコミュニティ・ビジネスの試みである



写真7：横浜市港南区港南台にある「港南台タウンカフェ」の店内。木材を基調とした落ち着いた雰囲気で、誰もが気軽に入っている。



写真8：横浜市金沢区の交流拠点「ほっこり」の入り口



写真9：「ほっこり」の内部

近年は町会・自治会のような地縁型の組織もこうした交流拠点が必要だと考えて、工

夫して開設に至っているケースも出てきた。

写真 8、9 は、横浜市金沢区湘南八景団地で自治会が整備した交流拠点「ほっこり」である。「新しい公共支援事業」でも場づくりは大いに取り組まれており、三鷹市でも実践されている。

これらの新しいタイプの交流拠点は、民設民営の形式を取ることが多く、始まりは何らかの補助金を得てスタートを切るものの、補助金が切れたあとの存続はどこでも悩みの種である。初動期の補助金は、比較的大きな初期投資を補うものとしての位置づけのものと割りきって、経常的経費は収益事業やボランティア労働でおおえるような態勢をはじめから検討していくべきであろう。

一旦組織を広く公共世界に開いてつながりを拡大・強化・再編し、新しい 21 世紀のコミュニティが形成されることを期待したい。